

令和8年度 調布市立国領小学校「学校いじめ防止対策基本方針」

- いじめ防止対策に関する法令等
- ・日本国憲法
 - ・教育基本法
 - ・こども基本法
 - ・いじめ防止対策推進法
 - ・東京都いじめ防止対策推進条例
 - ・東京都いじめ防止対策推進基本方針
 - ・調布市子ども条例
 - ・調布市教育委員会教育目標及び基本方針
 - ・調布市教育委員会「いじめ防止対策委員会」設置実施要項等

- 教職員の指導力の向上
- ・ いじめの未然防止のための視点を共通理解する。
 - ・ 校内で「いじめ総合対策【第3次】」下巻の「教員研修プログラム」を活用し、「いじめに関する研修」を年3回行う。(うち1回は重大事態を扱う。)
- 学校の組織的対応
- ・ 「いじめ総合対策【第3次】」を活用し、学校いじめ対策委員会を月1回以上実施し、積極的ないじめの認知に努め、対応する。
 - ・ 「暴力行為・いじめ月例報告」を指導室に提出する。

目指す児童像

- 仲良くする子
- 元気な子
- ◎よく考える子

いじめ防止等に関する学校の目標

- ・ いじめに向かわせないための心の通い合う対人関係づくりを目指し、「いのちと心の教育月間」「人権週間」「ふれあい月間」を柱として継続的な取り組みを行う。
- ・ 心の健康観察を活用し、いじめの認知の在り方を徹底し、今まで以上に児童一人一人を丁寧にみて、学校いじめ対策委員会の中で積極的に認知し、解消を図る。

- 目標策定の方針
- 「子ども 夢 すこやか まちづくり」
～いじめや虐待のないまち宣言
- 児童・生徒の実態
教職員の確固たる思い
教職員の自覚
保護者の願い
地域の願い
学校運営協議会委員からの意見等

いじめの未然防止・早期発見のために

- 【いじめの未然防止】いじめを生まない、許さない学校づくり
- ・ 児童同士がお互いを認め合える気持ちをもてるように、落ち着いて生活ができる日常を目指す。
 - ・ 保護者会や学校便り・ホームページ等を活用し、スクールカウンセラー、いじめ相談窓口、学校いじめ防止対策基本方針を周知し、いじめを未然に防止するために連携を図っていくことを保護者や地域に向けて、積極的に発信する。(あいさつ運動、啓発資料配布等)
 - ・ いじめの実態把握やいじめ防止のために心の健康観察を活用し状況把握に努める。
 - ・ 第5学年(必要に応じて他学年)児童に対して、スクールカウンセラーによる全員面接を行う。また、心の健康観察などで気になる児童に対しても、スクールカウンセラーとの面接を積極的にすすめる。
 - ・ 「いじめ総合対策【子供版】」(東京都教育委員会)を活用し、道徳科等において年3回「いじめに関する授業」を実施し、いじめはどのような理由があってもしてはいけないという意識を根付かせる。
- 【早期発見】いじめを直ちに発見できる学校づくり
- ・ 全教員(看護当番等)による校内巡回で、児童一人一人の状況把握に努める。
 - ・ 気になる事案については、週末の生活指導夕会で全教職員に報告する。些細なことでも、担任が気になる事案については報告し、見逃さないようにする。
 - ・ 「いじめに関する研修」として校内研修を実施する。(6, 11, 2月)うち1回は重大事態を扱う。

- スクールカウンセラーとSSWの連携
- ・ 児童・生徒の実態把握やケアの取組内容を確認する
 - ・ 養護教諭・担任・SC・SSWとの情報交換を密にする
 - ・ 校内委員会の月1回定例報告
 - ・ 5年生との全員面接を実施

- 保護者・地域との連携
- ・ 個人面談、保護者会での早期情報収集
 - ・ 地域情報の早期収集
 - ・ 児童館、学童クラブ、あそびばとの連携
 - ・ 学校いじめ防止基本方針を学校HPに掲載する

具体的ないじめへの対応(早期発見、重大事態への対応)

生活指導主任会報告内容の場合(学校が「学校いじめ対策委員会」等で組織的に話し合い、対応する場合)		
<p>① 実態把握の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 月1回の心の健康観察(加害の状況・被害の状況を確認)による調査をし、該当児童への担任による聞き取りを行う。 ・ ふれあい月間を3回実施し、状況・様態を確かめる。 	<p>② 指導・支援の基本姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 心の健康観察(月1回以上) ・ 学校いじめ対策委員会の設置(月1回以上) ・ 各学級であがった事案を学年会で早期解消に向けていねいな指導をする。 ・ 管理職および生活指導部にその事案をあげ、学校いじめ対策委員会にもかけ、学校組織の事案として対策を練る。 	<p>①—1<被害児童・生徒の支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担任によるケア ・ 学年組織のケア対策強化 ・ 家庭との密な連絡・調整 <p>②—2<加害児童の指導></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担任による徹底指導 ・ 学年組織の指導力強化 ・ 家庭への進言・協力体制の依頼 <p>③—3<関係児童の指導></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事実確認を行った上での毅然とした指導 ・ 家庭との連携・協力体制の依頼

- 生活指導主任会報告内容の場合(学校で重篤だと判断する場合、または市教委等と連携して対応する場合)
- 「調布市教育委員会いじめ防止対策委員会」を設置する。教育長を委員長とし、指導室長、統括指導主事、指導主事、教育相談所、子ども家庭支援センターすこやか等を中心に学校と連携協力し、いじめ解決のための具体的な手だてを講ずる。必要に応じて、調布市顧問弁護士、調布警察署、保護司会、多摩児童相談所等を第三者からの委員として依頼し、問題の早期解決を図る。

- * 重大事態への対処
- いじめが「重大な事態」と判断された場合の手順
- ↓
- ①教育委員会への報告をし、教育委員会が設置する組織との連携・協力をする。
 - ②被害児童への緊急避難措置の検討、実施
 - ③加害児童への懲戒や出席停止の検討
 - ④警察や児相等との連携
 - ⑤緊急保護者会の開催

年間指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
各教科	本のたからばこ(通年)朝読書						「人権週間」 普通救命講習(第6学年)					
生活指導	心の健康観察(通年)		ふれあい月間		あいさつ運動		あいさつ運動		ふれあい月間		ふれあい月間	
学校行事	入学式	日光移動教室	始業式		八ヶ岳移動教室							卒業式
特別活動	1年生を迎える会		たてわり活動		集団(通年)		全校遠足					6年生を送る会
道徳科	生命尊重		思いやり・親切		いじめに関する授業①		いじめに関する授業②		いのちと心の教育月間		いじめに関する授業③	
家庭・地域	保護者会	こいのぼりまつり	保護者会		個人面談		地域運動会		道徳授業地区公開講座		保護者会	
	調布市防災教育の日								個人面談		耐寒マラソン	